

下級裁判所裁判官指名諮問委員会東京地域委員会（第57回）

第1分科会議事要旨

（東京地域委員会庶務）

1 日時

平成29年6月9日（金）午前10時2分から午前11時20分まで

2 場所

東京高等裁判所第2中会議室

3 出席者

（分科会長）奥田正昭

（委 員）井部俊子、上原敏夫、齋藤祐一、堺 徹

（庶 務）佐藤東京高裁総務課長、田中東京高裁総務課課長補佐、青木東京高
裁総務課専門官

（説明者）吉崎東京高裁事務局長

4 議題

（1）報告

ア 前回の議事要旨の確定について

イ 前回の第1分科会以降に提出された情報の取扱いについて

ウ 第78回下級裁判所裁判官指名諮問委員会の議事要旨について

（2）協議

平成29年下半期の再任（判事任命）候補者に関する情報の取りまとめにつ
いて

（3）今後の予定等

5 議事

（1）報告

ア 前回の議事要旨の確定について

庶務から、前回の議事要旨を確定し、ホームページに掲載したことが報告された。

イ 前回の第1分科会以後に提出された情報の取扱いについて

庶務から、前回以降、1件の新たな情報が東京地域委員会あてに提出され、委員長の判断の下、指名諮問委員会に送付しなかった旨が報告された。

ウ 第78回下級裁判所裁判官指名諮問委員会の審議結果等について

庶務から、2月24日に開催された同委員会においては、平成29年下半期の再任（判事任命）候補者に関する情報収集の在り方について、及び指名候補者でない裁判官に関して同委員会に対し寄せられた情報の取扱いについてなどが審議された旨が報告された。

（2）協議

ア 平成29年下半期の再任（判事任命）候補者に関する情報の取りまとめについて

（ア）指名候補者名が記載されていない情報の取扱いについて

説明者から、指名候補者の氏名が記載されていない情報が送付されたとの説明があった。

協議の結果、当該情報は指名の適否に関する情報ではなく、候補者も特定されていないため、指名諮問委員会に報告しないこととされた。

（イ）指名候補者以外の裁判官に関する情報について

説明者から、送付された情報の中に、今回の指名候補者以外の裁判官に関するものがあったことが説明された。

協議の結果、これらの情報は、指名諮問委員会に報告しないこととされた。

また、説明者から、指名候補者以外の裁判官に関して寄せられた情報の今後の取扱いについて説明された。

協議の結果、このような情報については、原則として、当地域委員会の

庶務において、当該裁判官が所属する裁判所の総務課長に送付するが、人事評価の資料として用いることがおよそ考えられないような場合には例外的に送付しないこととし、例外的な取扱いをするかどうかの判断も当地域委員会の庶務に一任するが、庶務においてその判断に疑義があるときは、委員長に諮ることとなった。

(ウ) 地域委員会の方針と異なる方法・形式で提出された情報の取扱いについて

a 弁護士会を経由した情報について

説明者から、神奈川県弁護士会において取り次いだ情報が送付されたとの説明があった。

協議の結果、顕名かつ具体的な事実を記載した情報については、これまでと同様、指名諮問委員会に報告し、その判断に委ねることとされた。

b 評価項目ごとに段階評価をした情報について

説明者から、送付された情報の中に、段階評価による情報及び具体的な事実を記載した情報の両方が記載されたものが2件あることが説明された。

上記2件のうち1件については、段階評価による情報の部分と具体的な事実を記載した情報の部分とが別の用紙になっていたため、前者の部分は指名諮問委員会に報告しないこととされたが、別の1件については、1枚の書面に、文章による個別具体的な情報を記載した上で、結語部分で段階付けした項目にチェックする方式を探っていたため、この結語部分をそもそも段階評価であるとみることができるかどうかにつき、特に協議が行われた。

協議の結果、当該部分が段階評価といえるかどうかについては両論あり得るとされた上で、指名諮問委員会に報告するに当たっては、当該部分にバツ印を付して送付することで、当分科会の問題意識を示し

つつ、指名諮問委員会がその内容を了知できる形を取り、指名諮問委員会にその判断を委ねるのが相当であるとされた。

(1) 地域委員会の方針に沿った情報等の検討

その他の情報の適格性について協議した結果、すべての情報を指名諮問委員会に報告することとされた。

イ 弁護士会への結果通知について

依頼した方法、形式とは異なる方法（情報提供者から直接の提出ではなく、弁護士会経由で送付されたもの）による情報が提出されたことから、情報を送付してきた神奈川県弁護士会に対し、記述方式による情報であり、かつ情報提供者の氏名及び所属が明らかであったので、指名諮問委員会に報告し、採否の判断を委ねる旨及び今後は依頼した方法で提出されるよう通知することとした。

(3) 今後の予定等

指名諮問委員会に報告することが確定した情報については、速やかに指名諮問委員会に送付することとされた。

次回は、平成30年4月期の弁護士任官候補者及び平成30年上半期の再任（判事任命）候補者に関する情報収集について審議を行う予定であり、期日は平成29年9月20日（水）午前10時から第2中会議室で開催することとされた。

以上

下級裁判所裁判官指名諮問委員会東京地域委員会（第57回）

第2分科会議事要旨

（東京地域委員会庶務）

1 日時

平成29年6月12日（月）午前10時00分から午前10時29分まで

2 場所

東京高等裁判所第2中会議室

3 出席者

（分科会長）加藤哲夫

（委 員）大谷晃大、富田善範、永井撤、細田初男

（庶 務）佐藤東京高裁総務課長、田中東京高裁総務課課長補佐、青木東京高

裁総務課専門官

（説明者）吉崎東京高裁事務局長

4 議題

（1）報告

ア 前回の議事要旨の確定について

イ 前回の第2分科会以降に提出された情報の取扱いについて

ウ 第78回下級裁判所裁判官指名諮問委員会の議事要旨について

（2）協議

平成29年下半期の再任（判事任命）候補者に関する情報の取りまとめについて

（3）今後の予定等

5 議事

（1）報告

ア 前回の議事要旨の確定について

庶務から、前回の議事要旨を確定し、ホームページに掲載したことが報告された。

イ 前回の第2分科会以後に提出された情報の取扱いについて

庶務から、前回以降、1件の新たな情報が東京地域委員会あてに提出され、委員長の判断の下、指名諮問委員会に送付しなかった旨が報告された。

ウ 第78回下級裁判所裁判官指名諮問委員会の審議結果等について

庶務から、2月24日に開催された同委員会においては、平成29年下半期の再任（判事任命）候補者に関する情報収集の在り方について、及び指名候補者でない裁判官に関して同委員会に対し寄せられた情報の取扱いについてなどが審議された旨が報告された。

（2）協議

平成29年下半期の再任（判事任命）候補者に関する情報の取りまとめについて

ア 指名候補者名が記載されていない情報の取扱いについて

説明者から、指名候補者の氏名が記載されていない情報が送付されたとの説明があった。

協議の結果、当該情報は指名の適否に関する情報ではなく、候補者も特定されていないため、指名諮問委員会に報告しないこととされた。

イ 指名候補者以外の裁判官に関する情報について

説明者から、送付された情報の中に、今回の指名候補者以外の裁判官に関するものがあったことが説明された。

協議の結果、これらの情報は、指名諮問委員会に報告しないこととされた。

また、説明者から、指名候補者以外の裁判官に関して寄せられた情報の今後の取扱いについて説明された。

協議の結果、このような情報については、原則として、当地域委員会の庶務において、当該裁判官が所属する裁判所の総務課長に送付するが、人事評

価の資料として用いることがおよそ考えられないような場合には例外的に送付しないこととし、例外的な取扱いをするかどうかの判断も当地域委員会の庶務に一任するが、庶務においてその判断に疑義があるときは、委員長に諮ることとなった。

(3) 今後の予定等

指名諮詢委員会に報告することが確定した情報については、速やかに指名諮詢委員会に送付することとされた。

次回は、平成30年4月期の弁護士任官候補者及び平成30年上半期の再任（判事任命）候補者に関する情報収集について審議を行う予定であり、期日は平成29年9月20日（水）午後1時30分から第2中会議室で開催することとされた。

以上